

納税地
法人名等
代表者名

様

法第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた 自令和 年 月 日 対 象 会 計 年 度
至令和 年 月 日 課税対象会計年度
に係る更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので
通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象対象会計年度又は請求対象課税対象会計年度を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税対象会計年度」の文字を抹消する。 地方法人税のみの場合は、「対象会計年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。